

平成20年4月からの尾張旭市営バスについて

- ① 尾張旭市営バスの運行を指定管理者、豊栄交通(株)に委ねる。

尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例〔抜粋〕

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、市営バスの管理を指定管理者に行わせることができる。

- ② 障害者本人の料金を無料にする。(現状は100円徴収)

尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例〔抜粋〕

(使用料等)

第7条 旅客は、使用料(以下「運賃」という。)を納めなければならない。

2 普通運賃の額は、1人1乗車につき100円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、無料とする。

(1) 未就学児童

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者

(3) 前号に該当する者の付添者(1人に限る。)

- ③ 特別な事情(市のイベントなど)がある場合は、臨時運行を行う。

※直近では、4月29日(昭和の日)あさひ健康フェスタ開催時に臨時運行)

尾張旭市営バスの管理運営に関する規則〔抜粋〕

(臨時運行)

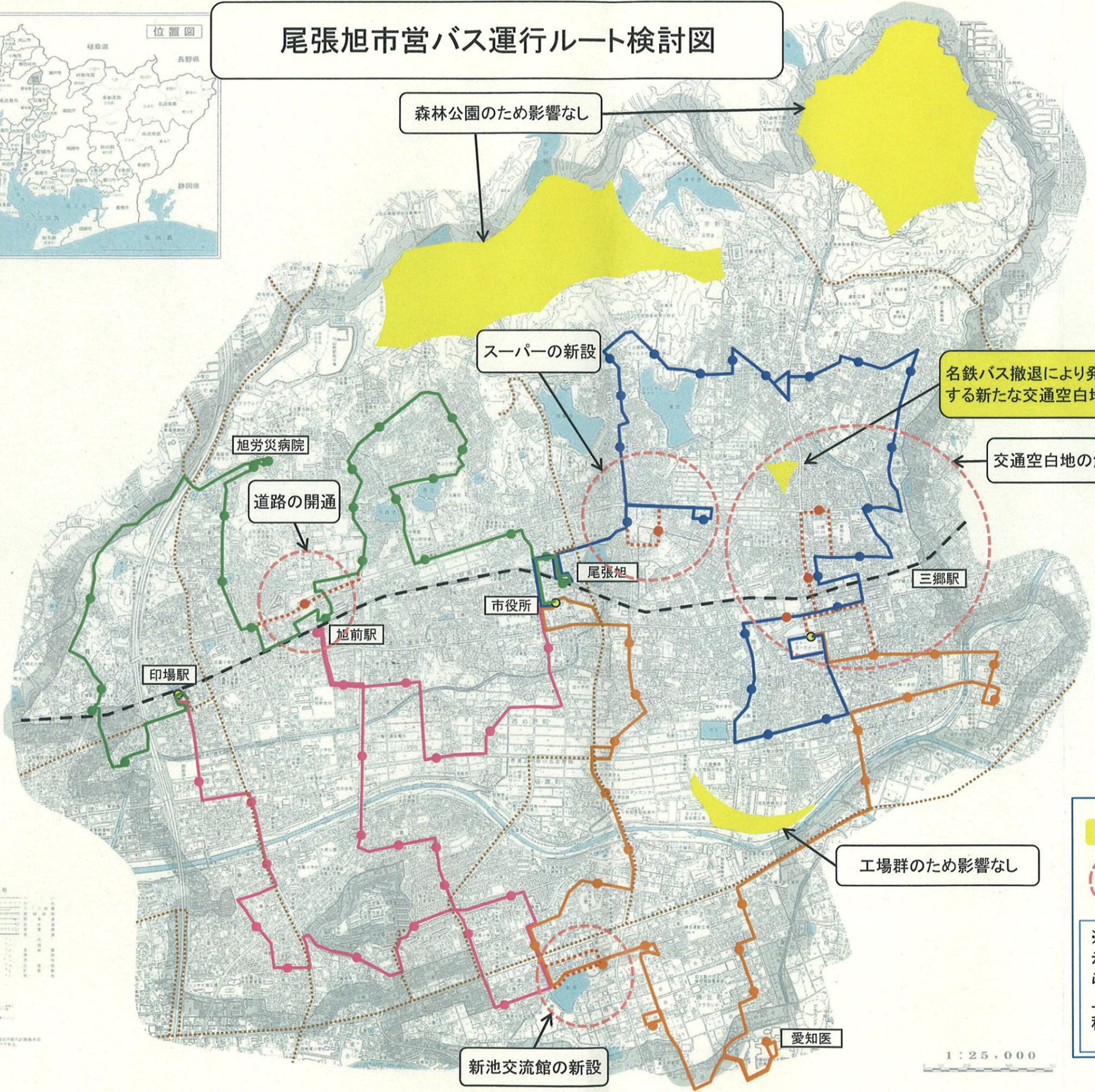
第4条 市長は、特別な事情があると認めるときは、市営バスを臨時に運行できるものとする。

- ④ ルート・ダイヤの一部見直し(別紙1)

- ⑤ 平成20年度中に、南・南西ルートへのマイクロバス導入(別紙2)



尾張旭市営バス運行ルート検討図



森林公園のため影響なし

スーパーの新設

名鉄バス撤退により発生
する新たな交通空白地

交通空白地の解消

旭労災病院

道路の開通

尾張旭

市役所

三郷駅

旭前駅

印場駅

工場群のため影響なし

新池交流館の新設

愛知医

交通空白地

主な検討箇所

※ この図は主な検討箇所を明示したもので、試走等により得られた結果を関係者と協議の上、ルート変更、停留所の新設、移動、統合を検討していきます。

1:25,000

尾張旭市営バスの車両

【東・西ルート】

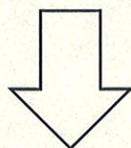


マイクロバス 東:28人乗り(運転手含む)
西:24人乗り(運転手含む)

【南・南西ルート】



ワゴン車:10人乗り(運転手含む)



運輸局、警察、道路管理者と、平成20年度中に南・南西ルートについてもマイクロバス車両に切り替えるよう、協議を行う。